

## 看護職員等確保計画推進事業実施要綱

### 1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号、以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条に基づき策定された県計画に掲載された事業のうち、看護職員等確保計画推進事業の実施に必要な事項を定める。

### 2 実施主体

#### (1) 3 (1) 及び (2) に掲げる事業

島根県が実施する「県内病院における看護職員実態調査」における看護職員の充足率が、令和4年度～令和6年度のいずれかの年度において88.7%以下となる年度がある病院

#### (2) 3 (3) 及び (4) に掲げる事業

島根県内に所在する病院

### 3 事業内容

県内病院が独自に策定する看護職員等確保計画の推進を目的として実施する次の事業にかかる経費の一部を県が補助する。

#### (1) 看護職員等リクルーターの配置

① 県内外での看護職員等の勧誘活動を担当する「看護職員等リクルーター」（職種は問わない）を配置し、新たに実施する取組に要する人件費

② ①の「看護職員等リクルーター」を配置したことに伴い必要となる代替職員の人件費

#### (2) 看護職員等リクルーター支援事業

(1)により配置した「看護職員等リクルーター」の看護職員等の勧誘活動に要する旅費交通費

#### (3) 看護職員等確保活動支援事業

自施設の看護現場等の特徴・魅力発信や勧誘活動を行う場合に要する経費（(1)または(2)に該当する経費を除く）

#### (4) 看護職員等研修交流事業

2に掲げる実施主体が、二次医療圏内の看護職員等を対象とした研修交流を行う場合に要する経費

### 4 実施期間

3年間（令和7年度～令和9年度）

### 5 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（看護職員等確保計画推進事業費補助金交付要綱。以下「交付要綱」という。）により補助するもの

とする。

## 6 管轄保健所への情報提供

県は、2に掲げる実施主体から交付要綱第5条の(1)に基づき提出された看護職員等確保計画書及び事業計画書について、管轄保健所へ情報提供するものとする。

## 7 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 (令和7年7月10日医第426号)  
この要綱は、令和7年4月1日から適用する。